

低炭素社会のまちづくり

岡谷市地球温暖化対策実行計画

平成23年3月

岡谷市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 岡谷市地球温暖化対策実行計画とは	
1-2 計画策定の意義と目的	
1-3 計画の位置づけ	
第2章 方針と目標	3
2-1 計画の基本方針	
2-2 計画期間、対象、目標	
第3章 二酸化炭素排出削減施策の推進	8
3-1 二酸化炭素排出削減の体系	
3-2 環境基本計画と実行計画の位置づけ	
3-3 部門別重点施策	
3-4 部門別の取り組み内容	
第4章 推進体制と進行管理	17
4-1 推進体制	
4-2 目標達成状況等の把握	
4-3 結果の公表	

第1章 計画策定にあたって

1-1 岡谷市地球温暖化対策実行計画とは

地球温暖化対策実行計画（以下、実行計画と呼ぶ）は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』の第二十条、“都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。”により、地方公共団体での策定が法的に求められているものです。

*ただし、同法第二十条3により、岡谷市は特例市未満のため計画策定義務はありませんが、低炭素社会のまちづくりを推進するため、『第2次岡谷市環境基本計画』（以下、環境基本計画）の推進補完のために策定します。

市においては、環境基本計画で“あふれる緑と清らかな水につつまれたまち”を掲げています。この実現の一環として温室効果ガス排出量の目標値を定め、排出量抑制の施策を具体的、かつ継続的に実施するための計画として策定します。

1-2 計画策定の意義と目的

(1) 地球温暖化対策に取り組む意義

地球温暖化対策のための活動は、生活基盤であるエネルギーを有効活用し、市が掲げる将来都市像「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」実現に寄与します。

1 地球温暖化問題およびエネルギーの安定供給への地域からの貢献

エネルギーを有効活用することは、石油類の枯渇抑制と、二酸化炭素の排出削減につながります。エネルギーの安定供給および地球温暖化防止に地域からの貢献ができます。更には、市の自然環境の保全や生活環境の保全にもつながります。

2 市民、事業者、行政の、省エネルギー、環境問題に対する意識を醸成

市民、事業者、行政が一体となりエネルギーを有効活用することは、省エネルギーはもとより、環境保全全体に対する意識を高めます。

3 エネルギーコスト削減による地域経済活性化に寄与

省エネルギーは顕著なコスト削減につながり、産業振興と地域経済の活性化に寄与することが期待されます。

4 環境に配慮したまちづくりへの寄与

市全域で省エネルギーを推進することは、望ましい環境像である「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」に寄与するとともに、市のイメージアップにもつながります。

5 魅力あるまちづくりの実現

温暖化対策を全市民が進めることにより、将来都市像「みんなが元気に輝くたくましいまち岡谷」の実現に寄与できます。

(2) 地球温暖化対策実行計画策定の目的

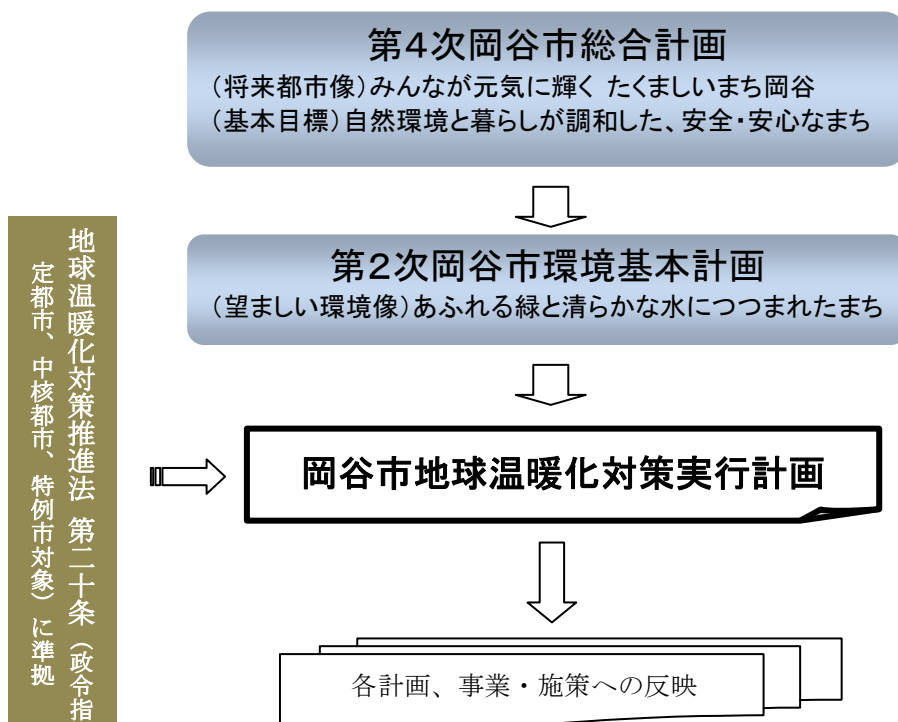
地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題はいまだに進行しています。すでに『京都議定書』の第1約束期間（2008～2012年）の温室効果ガス削減目標（1990年比でマイナス5.2%、日本はマイナス6%）の達成が危ぶまれています。温室効果ガスのうち、その大半を占めている二酸化炭素（CO₂）は、国内の排出量では、2007年が+13%（1990年比）、2008年は+6%（同）と推移しています。このような中、新たな温室効果ガス削減目標が検討されています。

岡谷市では、「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」（第2次岡谷市環境基本計画）をめざしており、恵まれた自然環境を守り育みつつ低炭素社会を推進していかねばなりません。

この計画は、地球温暖化防止のための低炭素社会の仕組みを確立し、エネルギーの効率利用のための具体的方策を示します。同時に市民、事業者の自主的な取り組みが定着し、これが発展して市民運動へとつながっていくことを目指しています。

- ① 第2次岡谷市環境基本計画を推進するにあたり、地球温暖化防止のため、二酸化炭素排出の削減目標値を設定し、その施策を明確にし、具体的・継続的に推進し、将来にわたる二酸化炭素削減活動を定着させる。
- ② 環境に配慮した、住みよいまちづくりに取り組む市の積極的な姿勢を示すとともに、省エネルギーの普及啓発を図る。

1-3 計画の位置づけ



第2章 方針と目標

2-1 計画の基本方針

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出抑制のため、省エネルギーを推進します。

省エネルギーを推進するにあたっては、一人ひとりが地球温暖化に関心と問題意識をもち、省エネルギー対策を実践することが必要です。この取り組みを持続的に展開するためには、地域に根ざした省エネルギー対策を構築することが重要です。

このために、四つの基本方針を掲げます。

☆省エネルギー型ライフスタイルへの転換促進

省エネルギー型ライフスタイルを提唱し、家庭では家計の負担を少なくする生活へ、事業所ではエネルギーコストを削減する事業所運営へ転換することにより、省エネルギー効果を生み出します。

☆産業の振興につながる省エネルギー

省エネルギーの取組は、環境への負荷を低減し地球温暖化防止に有効です。併せて事業者にとってはコスト削減となり収益性の向上、また企業の社会的責任（CSR）の観点から社会貢献による企業イメージの向上を図ります。

☆ものを大切にするまちづくりへの波及

温暖化対策においては、廃棄物処理（燃焼）時に排出されるCO₂も対象とします。廃棄物を減少させ、ものを大切にするまちづくりのため、循環型社会の定着を図ります。

☆市民とともに進める省エネルギー

持続可能な省エネルギー対策の展開を図るため、市民、事業者、行政がともに考え、積極的に取り組むことができる対策や体制を整え推進します。行政からのみの先導、普及啓発ではなく、市民が考え、行動する省エネルギーの仕組みをつくります。

2-2 計画期間、対象、目標

1. 対象温室効果ガス、計画期間

(1) 対象ガス	①エネルギー起源の二酸化炭素 (CO ₂) * 1 ②廃棄物 (一般廃棄物) 起源の二酸化炭素 (CO ₂) * 2
(2) 基準年	1990年
(3) 計画期間	①短期目標到達年度：2012年度 (京都議定書、長野県地球温暖化防止県民計画に整合) ②長期目標到達年度 (参考)：2020年度 (地球温暖化対策基本法 (閣議決定) に整合)
(4) 目標の種類	総排出量目標 *部門別は目論見値とし、参考管理する。
(5) 目標値	①短期目標：基準年比 -6% (京都議定書、長野県地球温暖化防止県民計画に整合) ②長期目標 (参考)：基準年比 -25% (地球温暖化対策基本法 (閣議決定) に整合)

* 1：燃料の燃焼、および他から供給を受ける電気又は熱の使用に伴い排出される CO₂ 温室効果ガス 6 物質のうち、CO₂ は 99% 以上を占めると判断して対象ガスとする。

* 2：市内から排出される一般廃棄物の燃焼による CO₂ であり、京都議定書で規定される草木類は炭素を貯留しているため、CO₂ 推計値から除かれている

なお、CO₂ 以外の温室効果ガス (メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄) のうち、市内の製造事業所で洗浄等に使用するハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンについては現況把握します。

2. 基準値と目標値

市の CO₂ 排出量は、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアル (第 1 版) 簡易版 (H22 年 8 月発行)」(以下、「温暖化対策区域施策編」と言う) による算定方法で算定した推計値を使用することとします。

(1) 自然体ケースによる将来の CO₂ 排出量の増減

目標値設定のため、自然体ケース*による将来の排出量の増減要因別に算定する。

*自然体ケース：現状趨勢ケースとも言う。「温暖化対策区域施策編」において、追加的温暖化対策を実施しない場合の CO₂ 排出量見込みを言う。

① 増加要因

- ・増加要因欄の数値は、「第 4 次岡谷市総合計画」の 2018 年目標値による。
- ・1990 年度基準の増加要因は推定不可能。増加要因現状値の 2007 年度を採用した。

表 (A)

部門	増加要因	CO ₂ 増加率	
		2012 年度	2020 年度
産業	・工業の振興/粗付加価値額： 991 億円/2007 年⇒目標 1,050 億円/2018 年	+2%	+6%
業務	・商業の振興/年間販売額： 1,495 億円/2007 年⇒目標 1,510 億円/2018 年 ・サービス業の振興/事業所数： 615 事業所/2007 年⇒目標 650 事業所/2018 年	+2%	+5%
家庭	・生活様式の変化でエネルギー消費の増加 ・世帯数の増加 (核家族化)	+1%	+3%
運輸	・工業粗付加価値額、商業販売額の増加	+1%	+2%
廃棄物	—	0	0

② 減少要因（減少要因欄の数値は、「第4次岡谷市総合計画」の2018年目標値による）

表（B）

部門	減少要因	CO ₂ 減少率	
		2012年度	2020年度
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新、工法改善による省エネ化 ・高効率な産業用機器、製造設備への更新の進行 ・高効率空調機への更新の進行（トップランナー方式*¹機器の採用） ・改正省エネ法による、事業者単位の改善義務付け ・育林、間伐等によるCO₂吸収 	△4%	△16%
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDなど低電力照明の普及 ・高効率空調機への更新の進行 ・クールビズ、ウォームビズの定着 ・改正省エネ法による、事業者単位の改善義務付け 	△6%	△20%
家庭(自家用車除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少：2005年、54,699人⇒2018年、53,000人 ・太陽光発電、太陽熱温水器の普及 ・高断熱住宅、暖房機、給湯器の省エネ型の導入普及 ・LED照明の普及 ・省エネ型家電製品への更新(トップランナー方式機器の販売～購入) ・エコマーク商品の購入 ・環境家計簿の普及により、消費エネルギーの低下 ・環境意識の向上により、省エネ行動の促進 	△2%	△15%
運輸(自家用車、貨物等)	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップの定着 ・エコドライブの定着 ・低燃費車、ハイブリッド車、EVへの更新普及 ・製造業のモーダルシフト*³への切替え 	△4%	△13%
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の定着により可燃ごみの減少：14,031t/2009年度⇒10,967t/2014年度。 	△7%	△20%
電力供給	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電、自然エネルギー発電への比率増加（石油系燃料使用の減少） 	△3%* ²	△8%* ²

*1：電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。1999年4月に施行された「改正省エネ法」において導入された。改正省エネ法では、この基準に達していない製品を販売し続ける企業は、ペナルティーとして社名と対象製品を公表、罰金を科される。

*2：資源エネルギー庁の長期エネルギー需給見通し。

*3：輸送手段を、より環境負荷の小さい手段に変更するという意味の言葉である。運輸部門の二酸化炭素発生量の大半は自動車によるため、狭義には二酸化炭素発生量の削減を目的とした、トラックによる貨物輸送から、鉄道や船舶に転換すること。

(2) 事業、施策の推進による CO₂ 排出量の削減目論見

表 (C)

部門	事業、施策	CO ₂ 削減目論見	
		2012年度	2020年度
産業	○省エネ管理の徹底、省エネ設備の導入 ○技術革新による省エネ推進(クリーンエネルギー研究会等) ○環境マネジメントシステムの導入による省エネ目標の達成 ○省エネ診断の受診と改善(業務分野も同様) ○ノーマイカー通勤の推進(業務分野も同様)	△6%	△10%
業務	○省エネ管理の徹底、省エネ機器導入の啓発 ○新エネルギーの導入支援 ○市施設の省エネ推進	△4%	△14%
家庭(自家用車除く)	○家庭の省エネポイントを図解、事例で紹介 ○環境家計簿の普及 ○地球に優しい暮らし応援補助金制度 太陽光発電システムへの補助金交付 ○みどりのカーテン事業、おかや一斉気温測定の実施	△5%	△13%
運輸(自家用車、貨物等)	○エコドライブ実践の啓発 ○低燃費トラックへの更新を啓発 ○市民ノーカーデーの研究	△4%	△5%
廃棄物	○分別の向上を継続的に啓発(分別の徹底)	△1%	△13%
行政の率先、先導	○「クリーンエネルギー研究会」などによる技術革新の支援・推進 ○環境マネジメントシステム導入補助金制度 ○エコフェスティバル、環境セミナー等の開催 ○団体等への活動支援、出前講座の実施 ○市関連施設にESCO事業* ¹ の導入 ○『岡谷市役所環境保全の率先実行計画』の推進 ○ノーマイカーデーの実践 ○公用車の低燃費車への計画的切替え	0	△1%

* 1 : Energy Service Company の略で、通称ESCO/エスコと呼ぶ。

ビルや、工場の省エネルギー化に必要な、「技術」、「設備」、「人材」、「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス事業。登録された民間のエネルギー関連の会社が業務として提供する。省エネルギーにより CO₂ の排出削減対策として有効。

(3) 目標値の設定

①国、市の基準年対比：資料

- ・市の産業部門の CO₂ 排出量減少率は著しい。今後も企業努力により減少すると判断する。
- ・市の業務、家庭、運輸部門の CO₂ 排出量は増加しているが、増加率は減少傾向にある。

CO₂ 排出量 (単位 千 t-CO₂)

部門	1990年度		2007年度			
	国	岡谷	国	基準年比	岡谷	基準年比
産業	544,000	163	520,000	△4%	131	△20%
業務	164,000	64	242,000	+47%	86	+34%
家庭	127,000	66	180,000	+41%	80	+21%
運輸	217,000	112	246,000	+13%	118	+5%
廃棄物	22,000	3	28,000	+27%	6	+100%
合計	1,074,000*	408	1,216,000	+13%	421	+3.2%

* 国の排出量には、エネルギー転換部門(発電等)は含まない。

②基準値と目標値の設定

岡谷市 CO₂ 排出量 (単位: t-CO₂)

部 門	2007 年度	削減目標				1990 年
	CO ₂ 排出量	2012 年度 表(A)+(B)+(C)		2020 年度(参考) 表(A)+(B)+(C)		基準年
		目標 CO ₂ 排出量	削減率 (2007 年度比)	目標 CO ₂ 排出量	削減率 (2007 年度比)	
産業部門計	131,000	120,520	△8%	104,800	△20%	163,000
製造	125,000	—	—	—	—	148,000
建設	6,000	—	—	—	—	12,000
農林水産	0	—	—	—	—	3,000
業務部門	86,000	79,120	△8%	61,060	△29%	64,000
家庭部門	80,000	75,200	△6%	60,000	△25%	66,000
運輸部門計	118,000	109,740	△7%	99,120	△16%	112,000
旅客自動車	74,000	—	—	—	—	52,000
貨物自動車	44,000	—	—	—	—	56,000
鉄道	3,000	—	—	—	—	4,000
廃棄物	6,000	5,520	△8%	4,020	△33%	3,000
電力供給	—	△6,600	△3%	△19,000	△8%	—
行政の率先	—	—	0	△4,000	△1%	—
合計	421,000	383,500	△8.9%	306,000	△27%	408,000
1990 年度比	+3.2%	△6%	—	△25%	—	—



●総排出量目標

短期目標：京都議定書、地球温暖化防止県民計画に整合

- ・1990 年度 CO₂ 排出量 408,000 t-CO₂
- ・2012 年度 CO₂ 排出量 383,500 t-CO₂
- * $383,500 \div 408,000 = 0.94$
- △6% / 2012 年度

長期目標 (参考)：地球温暖化対策基本法 (閣議決定) に整合

- ・1990 年度 CO₂ 排出量 408,000 t-CO₂
- ・2020 年度 CO₂ 排出量 306,000 t-CO₂
- * $306,000 \div 408,000 = 0.75$
- △25% / 2020 年度

参考：批准事項、国の目標ガイドライン、県の目標

京都議定書

1990 年比、2008 年～2012 年の期間中に CO₂ を 6% 削減。

地球温暖化対策基本法 / 閣議決定 (2010 年 3 月)

1990 年比、2020 年の CO₂ を 25% 削減、2050 年に 80% 削減。

長野県地球温暖化防止県民計画

目標：1990 年比、2012 年の CO₂ を 6% 削減。
長期目標：2050 年度までに、50% を超える削減を目指す。

第3章 二酸化炭素排出削減施策の推進

二酸化炭素排出目標に対し、部門別重点施策を明確にして推進します。

推進の基本は、部門別改善と、市民・事業者、行政の3者連携による取り組みとを融合させて継続性と実効性を高めます。

3-1 二酸化炭素排出削減の体系

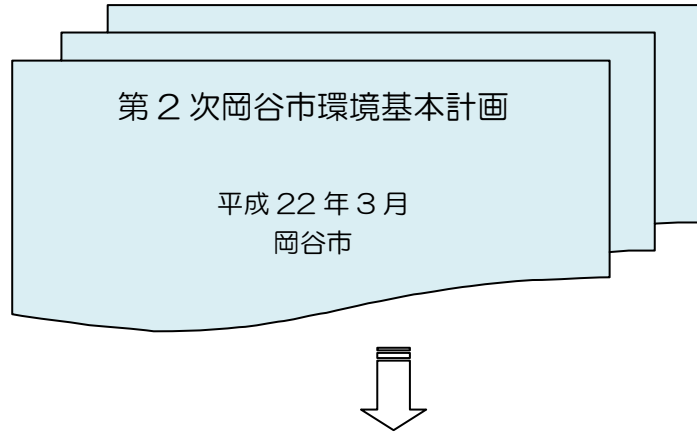
国、県の推進事業・施策を関連付けて、総合的に施策を推進します。

部門	岡谷市	国、県の関連事業	
		長野県	国
	『岡谷市環境基本条例』	『長野県地球温暖化対策条例』	『省エネ法』、『温対法』等
産業 業務	◎ 『第二次岡谷市環境基本計画』 ◎ 『第四次岡谷市総合計画』 ◎ 『岡谷市地球温暖化対策実行計画』 ○ エネルギーの有効利用のための啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ管理の徹底 ・省エネ設備の導入 ○ 省エネルギー対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「クリーンエネルギー研究会」などの設置と技術革新による省エネの推進 ・環境マネジメントシステムの導入支援＝事業所のエネルギー削減の目標展開 ・省エネ診断の実施 ○ ノーマイカーデー推進 ○ 新エネルギーの導入 ○ エネルギーの有効利用のための啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ管理の徹底 ・省エネ設備の導入 ○ 省エネルギー対策 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー機器の導入 ・建物の省エネルギー性能の向上 ・省エネ診断の実施 ○ 新エネルギーの導入 ○ 市の率先実行計画による温室効果ガス排出削減 （庁舎、学校、出先機関の省エネ化、新エネルギーの導入）	◎ 『第二次長野県環境基本計画』 ◎ 『長野県地球温暖化防止県民計画』 ◎ 『長野県地球温暖化防止県民計画』に基づく豊かな森林、太陽、水の恵みと高い技術力に支えられた低炭素社会の構築 ○ 省エネルギー対策 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ管理の徹底 ・省エネ設備の導入 ○ 省エネ法、温対法、県地球温暖化対策条例に基づく取り組み ○ 環境負荷の少ない産業の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム普及促進など、企業の温暖化対策の推進 ・工場の省エネ性能の高い建築物への転換促進 ・環境保全に役立つ研究開発の支援 ○ 省エネルギー対策 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー機器の導入 ・建物の省エネルギー性能の向上 ○ 省エネ法、温対法、県地球温暖化防止条例に基づく取り組み ○ グリーン購入 ○ 自主行動計画の推進 ○ 商業施設、オフィスビルの省エネ性能の高い建築物への転換促進	◎ 『京都議定書目標達成計画』（H20年3月28日改訂版） ○ 温暖化対策法に基づく温室効果ガスの算定、報告、公表 ○ 改正省エネ法に基づく省エネ対策 ○ 自主行動計画の推進と強化 ○ 省エネルギー性能の高い設備、機器の導入促進 ○ エネルギー管理の徹底 ○ 自主行動計画の推進と強化 ○ 公的機関の率先的取り組み ○ 建築物、設備、機器等の省CO ₂ 化 ○ エネルギー管理の徹底 ○ 国民運動の展開

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○生活様式の工夫、改善 ○太陽エネルギー利用の補助金助成制度 ○省エネルギーのための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿の普及 ・緑のカーテン事業の推進 ・一斉気温測定事業の実施 ○省エネ型住宅、および家電製品、自動車の導入啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境への負荷の少ないライフスタイルへ転換 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の省エネ見える化事業 ○省エネルギー性能の高い家電製品の購入 ○住まいづくりの省エネルギー化 ○家庭の省エネ見える化 <ul style="list-style-type: none"> 家庭の省エネルギー診断 ○公共交通機関の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民運動の展開、普及、啓発、環境教育 ○住宅の省エネ性能向上 ○設備、機器等の省 CO₂ 化
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送の効率化推進 ○低燃費車の導入 ○エコドライブの定着 ○市の公用車に低公害車導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車からの CO₂ 排出削減対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・低燃費車の購入、利用 ・エコドライブ等の推進 ○省エネ法、温対法に基づく荷主、トラック事業者対策 ○交通渋滞の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・体系的な道路ネットワークの整備 *マイカー利用縮減対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法に基づく荷主、トラック事業者対策 ○流通業務総合効率化促進法に基づく運送事業者対策（モーダルシフト推進等） ○自動車、道路交通対策 ○公共交通機関の利用促進 ○テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進 ○自主行動計画の推進、強化 ○物流の効率化
緑化 他	<ul style="list-style-type: none"> ○育林（間伐など）による CO₂ 吸収策の実施 ○公園、緑地の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備による二酸化炭素吸収源対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進 ・信州の木利用促進、林業、木材産業の振興 ○再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電やバイオマスエネルギーなど、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利活用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオマスタウン構想 ○森林、林業基本法に基づく事業展開（森林吸収源 10 ヶ年対策） ○緑の政策大綱等に基づく都市公園の整備、緑化推進

3-2 環境基本計画と実行計画の位置づけ

地球温暖化対策は、「第2次岡谷市環境基本計画」により推進していますが、この実行計画において、より具体化して推進します。「第2次岡谷市環境基本計画」と、この実行計画とは密接に関連させて推進します。



実行計画では、環境基本計画の事業施策を推進しますが、二酸化炭素排出抑制の施策実施の効率性と効果を高めるために、実行計画を策定する環境省のマニュアル（温暖化対策区域施策編／略称）に沿って、部門別に展開します。

法に定められた区分 *	主な施策、推進事項	CO ₂ 排出が抑制される 主な部門
再生可能なエネルギー、 新エネルギーの使用	太陽光発電、太陽熱温水器等の導入促進	産業、業務、家庭
	バイオマス、水力等利用の研究	産業、業務、家庭、運輸
事業所、市民の活動促進	既存住宅、建築物の省エネ改修の促進や高断熱の新築住宅・建築物の普及	家庭、業務
	高効率機器（生産設備、空調機等）の普及	家庭、業務
	技術革新と工法改善、及び環境マネジメントシステム導入により環境と経営の両立	産業、業務
	エネルギー問題への意識の向上：緑のカーテン、一斉気温測定、環境家計簿等、および生活スタイルの改善	産業、業務、家庭、運輸
	次世代自動車（ハイブリッド車、EV）の普及	運輸
	環境行動（生活スタイルの改善、冷暖房温度設定、エコドライブ等）	産業、業務、家庭、運輸
地域環境の整備及び改善	循環バスなど公共交通の利用促進	産業、業務、家庭、運輸
	森林整備等	温室効果ガスの吸収
循環型社会の形成	廃棄物発生量の抑制	廃棄物
	廃棄物の分別とリサイクル率の向上	廃棄物

*：『地球温暖化対策の推進に関する法律』第二十条において、4項目の区分を定めて策定を義務付けている（特例市以上）

3-3 部門別重点施策

エネルギーの有効利用のため、部門別に施策を具体化して推進します。

1. 地球温暖化防止への取組み

①省エネルギー活動の推進

a. 産業、業務

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○公共交通機関の利用促進	・ノーマイカー通勤の参加事業所を募集し、実績、取組み内容を広報等で公表	商業観光課、工業振興課、環境課
○低公害車への転換普及	・ハイブリッドカー等への更新を啓発 ・重機、建機、農機具、フォークリフト等の低燃費車への更新を啓発	商業観光課、工業振興課、農林水産課、環境課
○省エネの指針を提供：空調、照明、動力等のエネルギー効率使用と適正な管理	・建物の断熱、空調、照明、動力など、省エネポイントを作成し配布し啓発 ・改正省エネ法による事業者単位のエネルギー管理の責任の周知	環境課
○省エネルギー診断の実施	・不具合点指摘と具体的改善、及び改善効果を算定。必要によりフォローアップ診断	環境課
○職員、従業員教育の推進	・事業者に対し、環境教育（省エネ）の重要性と実施の要請	商業観光課、工業振興課、環境課
○工業事業者の環境経営への支援	・工業の企業グループが技術革新、工法改善等のために編成する、クリーンエネルギー研究会への支援を行う（事務局支援）	工業振興課
○目標管理の徹底と環境に配慮したものづくり 目標： 環境経営システム構築支援企業数 10 企業（2020 年度）／工業振興課	・ISO14001 などの環境マネジメントシステムの導入支援 ・製品の省エネ設計、コンパクト設計、梱包の最小化を啓発	工業振興課
○屋外照明の適正化	・外灯、広告灯等の過剰照明の抑制を啓発	商業観光課、工業振興課、都市計画課

b. 家庭

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○家庭の省エネポイントの啓発	・生活様式の工夫とエネルギーの適正な管理の働きかけ ・省エネのための家電製品の使い方、空調、照明の工夫等、省エネポイントを作成、配布	環境課
○環境家計簿の普及	・家庭の省エネのための道具として周知。効果的、独自の改善事例を紹介し市民に展開	環境課
○公共交通機関の利用促進	・徒歩や自転車、また公共交通機関の利用を市民に呼びかけ	環境課
○住宅の省エネを推奨	・新築、改築時の高断熱化の働きかけ ・冷暖房、給湯設備の省エネ型導入の働きかけ	環境課

c. 運輸

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○低公害車への切り替え推進	・営業車、自家用車の買い換え時の低公害車への更新を喚起	環境課
○エコドライブの推進	・アイドリングストップの啓発 ・エコドライブの方法周知 ・省エネパンフレットを作成し啓発 ・広報に随時掲載	環境課
○輸送の効率化の推進	・輸送の効率化、エコドライブに関する資料作成と提供 ・製造業者に対し、モーダルシフトの推奨	環境課
○市民ノーマイカーデーの推進	・定期的なノーマイカーデーを設定し、周知し、継続的に推進	環境課

d. 廃棄物

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○3Rの推進 目標： ・可燃ごみ発生量 10,967 t / 2014年度 ・一人当たり生活ごみ排出量 448 g / 一人・日 / 2014年度	・各種分別のチラシ、文書等の作成、配布 ・定位置における立会い指導	環境課
○再資源化の拡大 目標： ・資源化率 41.06% / 2014年度	・ダンボールコンポスト*の講習会による普及促進 ・生ごみ処理器の購入補助金制度の継続 ・生ごみの収集拠点の拡大と生ごみ分別の啓発	環境課
○エコクッキングの啓発	・市民に対し、エコクッキング講座を開き、食材の廃棄物を出さない調理方法を普及	環境課

*：家庭から出る生ごみをピートモス等の基材とともにダンボール箱に入れ、その中で減量・堆肥化を行うもの。

②新エネルギー利用の促進

a. 全部門共通

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○太陽光発電の普及	・一般家庭への太陽光発電システム導入補助金制度	環境課
	・市施設への太陽光発電システム導入の検討	施設主管の課等
○太陽熱利用の推進	・太陽熱利用温水器を広報などで周知	環境課
○雨水貯留タンクの推奨	・設置補助金制度	環境課
○再生可能エネルギーの研究	・バイオマスエネルギー、風力発電、小水力発電、地熱利用の研究	環境課

2. 市民と進める地球環境の保全

①協働による地球環境の保全

a. 全部門共通

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○緑のカーテン事業の継続推進 参加数目標：350件（2014年度）	・緑のカーテンを周知し、事業所、家庭に普及、拡大	環境課
○一斉気温測定事業の推進	・7月最終日曜日を、「おかや一斉気温測定日」として実施	環境課
○エコポイント制度の導入検討	・住宅リフォーム等にエコポイント付与 ・各種参加、行動に対しエコポイント付与	都市計画課、環境課等

②環境関連団体との連携

a. 全部門共通

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○各種団体との連携による推進	・環境市民会議おかやなどの市民団体、各種団体と連携した事業、施策の推進を図る	団体の主管課等、環境課
○教育、啓発	・環境セミナー、エコフェスティバルの継続開催 ・出前講座の依頼対応、および計画的実施	環境課等
○一斉気温測定事業の推進	・7月最終日曜日を、「おかや一斉気温測定日」として実施	環境課
○エコポイント制度の導入検討	・各種参加、行動に対しエコポイント付与	環境課
○マイバッグ持参の啓発、推奨	・他の啓発事項とともに、チラシなどで継続的に周知	環境課（環境市民会議おかや）

③環境情報の整備

a. 全部門共通

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○環境関連情報の収集と広報活動	・情報入手ルート、手順を明確化し、必要な部門等に周知	環境課
○法改正への対応、順守	・京都議定書の延長、またはポスト京都議定書の情報入手と、必要な計画および目標の変更 ・環境関連法令の改正事項の入手と岡谷市公害防止条例への反映	環境課

3. その他

a. 全部門共通

環境基本計画の施策	具体的推進施策	推進主管
○CO ₂ の吸収：森林の保全 目標：400t-CO ₂ /2014年度	・育林、間伐などにより、CO ₂ の吸収	農林水産課
○緑化の推進	・市の樹林地、樹木などの保護 ・宅地、事業所用地の植樹、緑化の啓発	都市計画課、 農林水産課、 環境課

3-4 部門別の取り組み内容

省エネルギーのための管理方法、着眼点、および方策等について示します。

市民、事業者、行政において、改善の指針として活用していきます。

1. 産業、業務部門

産業、業務部門の省エネルギーの管理、および着眼点・方策を具体的に示します。

分類	施策、管理方法、改善着眼点・方策
管理	省エネ活動推進組織・委員会活動：活動計画（目標・投資予算等）をつくり、P D C Aの実践
	エネルギー使用量の把握、削減目標の設定：現状把握～分析～改善のサイクル
	内部パトロールの実施：定期的な実施と、指導・改善・フォロー
	啓発活動：ニュース、掲示板（LAN等）、HP、講習会、部署での指導等、および省エネ教育の実施
	省エネルギー診断の実施
	グリーンエネルギー研究会など、工法・技術革新による省エネの推進
建物、電気、エネルギー	高断熱仕様の建物（屋根、壁、床、窓）に改装
	変電室（電気室）の温度管理を行い、冷房負荷、換気動力の軽減
	変圧器の負荷率を管理し、関連バランスの維持
	太陽光などの再生可能エネルギーの導入
	CO ₂ 排出係数の低いエネルギーの使用（天然ガスなど）
空調	室温管理のルール化：夏季28℃、冬季20℃の管理
	フロア単位に1個以上の温度計を床面より150cmに設置した温度管理
	熱・冷気を逃がさない工夫：冷暖房時のドア・窓の閉鎖、ビニール等による断熱の工夫
	夏季直射日光の遮断：ブラインド、遮光フィルム（カーテン）、すだれ等の活用
	エアコンのフィルターの定期清掃の実施
	不要なスペース・時間の空調ロス：通路・倉庫・フリースペース等の空調レス化
	中間期、または朝夕は、窓を開けて外気温を有効利用
	施設に適合した定格で、高効率な空調設備の導入
	全熱交換機器の採用
	インバータ式機器とし、調節可能な流量・風量
	配管箇所等の断熱強化
照明	照度は作業環境基準内で管理（過大照度は不要）
	昼休み、および不在箇所の消灯、および過剰な広告灯の消灯
	蛍光管の40W→36W/Hf管→LEDなどの高効率器具の使用（更新）。省エネ器具（改築、変更時）の採用
	カバー・ルーバーの撤去、反射板の活用、照明器具取り付け位置の適正化、およびレイアウト変更時などの変更管理の徹底
	定期的な蛍光管、反射板の清掃
	外光の有効利用：ブラインド、天窗等の活用
	共用場所の未使用時の消灯：通路・更衣室・トイレ・喫煙室など未使用時の消灯（教育による消灯習慣づけと、センサースイッチなどに回路変更）
	旧型（大型）の避難誘導灯のLED型への更新
	室内設置の自販機のディスプレイ消灯と、夜間の運転停止
OA機器	離席時のパソコンの電源断、および省エネモード設定のルール化と実践
	ディスプレイ電源遮断の設定時間：推奨15分、またはディスプレイのスイッチOFF。
	複合機（プリンタ、コピー、FAX）の、コピー、またはFAX使用后、パワーセーブスイッチの活用
	複合機の省エネ機種への切り替え（入れ替え・新規購入時）
製造	加工・処理工程のリードタイム短縮、および単純化
	加工・処理などにおける動力源の適正定格化（過剰出力不要）
	工法改善、新技術の導入など、環境対応型加工による省エネ
	開発・製造する商品の省電力型、低燃費型、および梱包・包装の極小化
輸送、通勤	ノーマイカー通勤の定着
	市民ノーカーデーに参加

2. 家庭部門

家庭部門の省エネルギーの管理、および着眼点・方策を具体的に示します。

分類	施策、管理方法、改善着眼点・方策
管理	家庭の省エネポイント（チラシ等）の活用
	みどりのカーテン事業への参加
	エネルギーの見える化：「環境家計簿」を活用し、家族全員で使用エネルギーを認識⇒目標をつくる⇒行動⇒継続
建物、電気、エネルギー	改築、新築時における、建物の高断熱化（屋根、壁、床、窓）
	水道凍結防止帯：冬季以外、電源プラグを抜く
	暖房（冷房）、給湯は、ヒートポンプ方式など省エネ型に転換
	都市ガスなど、CO ₂ 排出係数の低いエネルギーの使用
	太陽光発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入
	高断熱住宅、高効率家電品への順次更新
居室、寝室	暖房器具の温度設定の低め目管理（1℃下げると、灯油・電気が7～10%減）
	電気カーペット：使用範囲のみ通電。温度設定は低め。
	照明器具は、蛍光灯型⇒LED型（全室）
	こたつ布団は薄いものと組み合わせて二重掛け
	こたつの下には、下敷き布団。更に床面に断熱のウレタンシート
	こたつの設定温度は低めに設定
	テレビは見ないときはOFF（1日1時間短縮）
	テレビ、ラジオの音量は必要範囲の設定
	テレビ画面は明るすぎないように（明るくする前に画面の掃除）
	パソコンは、不使用時は電源プラグを抜く
	部屋を片付けてから掃除機をかける（全室）
	台所
冷蔵庫は、壁から間隔をあけて設置	
冷蔵庫の扉の開閉を減らす	
食器洗い乾燥器の使用（2回/日）は、かけ流しの温水による手洗い（3回/日）よりも省エネ	
野菜や食材の下ごしらえに、電子レンジを使用	
浴室、洗面所	洗濯のまとめ洗いを推奨。洗濯機容量の4割の場合と、8割にする場合とでは、8割のほうが15%の省エネ
	風呂は間隔をおかないで入るようにし、追い炊きをしないようにする
	蛇口やシャワーを出しっぱなしにしない
	暖房便座のフタは必ず閉める。便座暖房設定温度は季節ごとに最低限に調節し、夏季は暖房を切る
	トイレの温水洗浄の温水温度は、冷たくない範囲に低めに調節する
車の運転	エコドライブの実践（アイドリングストップを含む）
	市民ノーカーデーに参加

3. 運輸部門

運輸事業者においては、エネルギーコスト低減のためにも、省燃料を推進します。

(1) エコドライブの実践

エコドライブ、アイドリングストップの従業員教育を行い、実践する。

(2) 車両の低燃費化

車両更新時には、低燃費車両を選択し順次更新する。

(3) モーダルシフトへの移行

CO₂発生が少ない鉄道輸送に可能な限り移行する。

4. 廃棄物部門

(1) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進。

- ①ごみを出さない。例：買いすぎない、食事を作りすぎない、食べ残さない、残ったものは自家処理や生ごみリサイクルへ。
- ②ものを大切に長く使う。不要となったものは他人に譲る、フリーマーケットなどによる再使用。
- ③分ければ資源。その他プラスチック、ペットボトル、古紙・古布、アルミ缶・スチール缶・金属、ガラスびん・生きびん、生ごみなどに分別し、正しい排出をしてリサイクルする。

(2) 情報の共有によるごみの減量

市は、ごみの発生量を市民に周知します。また、ごみの処理や資源物のリサイクル方法など、処理施設の見学会や出前講座を行います。

市民は、ごみの発生量や実態を知り、またごみの処理方法を知ることにより、継続的に削減に努めます。

5. 行政の先導的な取組み

地域の温暖化対策を推進するためには、行政が率先して省エネルギーに取り組み、公共施設のエネルギーの効率利用により維持管理費の削減を図ります。

(1) 『岡谷市役所環境保全の率先実行計画』の推進

率先実行計画推進組織のもとに、長期の目標を明確にし、短期では毎月の推進事項を周知し実践します。計画は、進捗管理と改善効果の把握、結果の見直しのP D C Aサイクルを廻して効果的な省エネルギー対策を継続して推進します。

(2) ノーマイカーデーの実施

職員の出退勤時のノーマイカーデーを、年10回以上率先して実施し、市内事業所に実施を呼びかけます。

(3) 公共施設の省エネルギー対策

庁舎、学校など公共施設の新築・増改築時の省エネ型施設、太陽光・太陽熱利用設備の導入、空調・照明設備の高効率型への更新等をE S C O事業等で推進します。

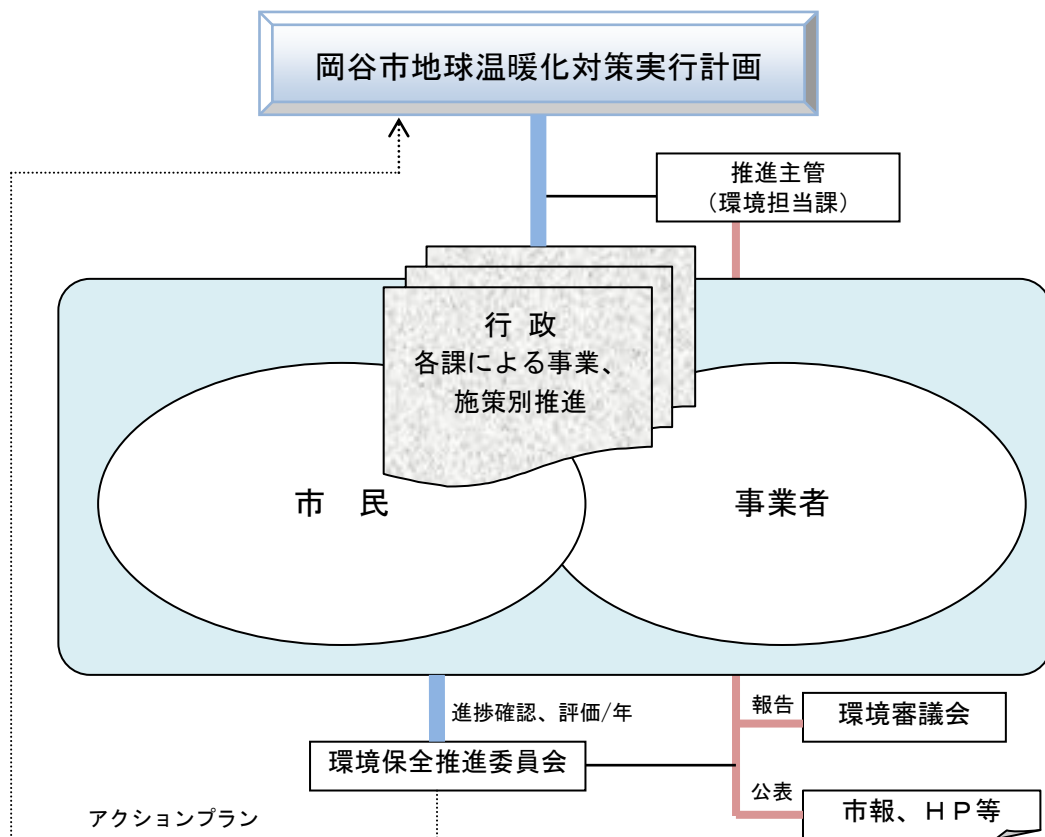
また、長期的視野に立って省エネの検討、導入を図ります。

第4章 推進体制と進行管理

4-1 推進体制

計画の実施は、環境担当課が全体の推進を主管し、個別の事業・施策の実施は、各事業や施策を担当する市の各課が推進します。

計画の進捗は、市の環境保全推進委員会において評価し、必要なアクションプランを設定します。二酸化炭素の排出量の実績・推移は、市報や市のホームページで開示します。進捗および実績は、環境審議会に報告します。



4-2 目標達成状況等の把握

年度ごとに、目標達成状況、事業・施策の推進状況、取組状況等を把握します。

4-3 結果の公表

目標の達成状況や成果、および課題や今後の対応などを作成し公表します。公表は、市報及びホームページで行います。